

件名	河川の草刈りについて
受付日	平成30年7月9日
ご意見・ご提案の概要	笠原川沿いの草刈りを県でやってもらうことはできないか。
県の考え方	県では、川の流れに影響を及ぼすものではないため、河床の草刈りは行っておりませんが、現在、「ぎふ・リバー・サポーター事業」を活用し、地元で草刈りが出来ないか検討しているところです。
担当課	県土整備部 河川課